

Musamis 規約

2012年1月1日施行

目次

Musamis 設立趣旨

第1部 総則（1条－5条）

第2部 会友（6条－9条）

第3部 組織

第1章 年次総会（10条－12条）

第2章 運営委員会（13条－18条）

第3章 幹事会（19条－22条）

第4章 幹事（23条－30条）

第4部 活動

第1章 企画（31条）

第2章 会計（32条－36条）

第3章 広報及び渉外（37条・38条）

第5部 情報

第1章 録音、映像及び印刷物（39条・40条）

第2章 個人情報（41条・42条）

第3章 情報伝達及び発信（43条・44条）

第6部 解散（45条・46条）

第7部 規約改正（47条）

附則（2012年1月1日）

Musamis 設立趣旨

私達は芸術の女神 muse の友 amis になりたい。

Musamis は、コンサート活動を通じ、音楽をより楽しもうとする集団です。

単なるコンサート活動にとどまらず、

自ら音楽のすばらしさ、美しさ、そして悲しさを表現し、

また、その表現を探求し、学び、堪能する活動を続け、

さらに、多くの音楽を愛する人々に表現することのすばらしさを

体験、探求する場を提供していきます。

第1部 総則

(名称)

第1条 この団体は「Musamis」といい、「ミュザーミ」と読む。

(設立)

第2条 Musamis は、2000年4月1日に設立された。

(事務所)

第3条 Musamis は、必要に応じ、事務所を設置することができる。

(運営会期)

第4条 Musamis の運営会期は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(目的)

第5条 Musamis は、設立趣旨に従い、ピアノを中心としたコンサートその他の企画を運営し、音楽を様々な形で楽しもうとする音楽団体である。

第2部 会友

(会友、会友の資格)

第6条 設立趣旨に賛同し、本規約に同意の上、次の各号の情報を登録した者は、Musamis の会友となることができる。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 住所
- (5) 電話番号
- (6) e-mail アドレス

2 満18歳となつて以降、最初に迎える4月2日が到来していなければ、会友登録をすることができない。

(会友の権利、義務)

第7条 会友は、Musamis の運営する企画に参加することができる。

2 会友は、幹事及び運営委員に対して、Musamis の運営に関して提案し、あるいは意見を述べることができる。

3 会友からの入会金、定期会費は徴収しない。

4 会友は、毎会期初めに情報担当幹事に対し登録情報更新を行わなければならない。また、会友は、登録情報を変更する場合、情報担当幹事に対し遅滞なく情報更新を行わなければならない。

(会友の退会)

第8条 会友は、本人の意思に基づく情報担当幹事に対する申請によりいつでも退会できる。

2 3会期にわたり情報更新を怠り、かつその間の2年間に Musamis の運営するコンサートへの

出演及び例会への出席がない会友は、退会したものとみなす。

(会友の除名)

第9条 会友が、設立趣旨、本規約の各条、本規約第20条第1項による決定及び同条第4項により定められる詳則から著しく逸脱する行為をした場合は、幹事会における、幹事の全会一致の議決により、これを除名することができる。また、可能な場合は、幹事会において議決する前に、幹事会において、その会友に弁明の機会を与えなければならない。

第3部 組織

第1章 年次総会

(年次総会)

第10条 新会期の Musamis の運営についてその方針を議論し、前会期の Musamis の運営について幹事及び運営委員から会友に報告するために、年次総会を開催する。

(年次総会の開催)

第11条 会友は、年次総会に参加することができる。

2 年次総会は、毎年1月、予め幹事会によって決定された日程に基づき開催する。

(年次総会での報告)

第12条 年次総会において行うべき議論及び報告の内容は詳則で定める。

第2章 運営委員会

(運営委員会)

第13条 Musamis の企画の運営を行うために、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は運営委員により構成する。

3 運営委員会の扱う職務及び運営の詳細は詳則で定める。

(運営委員の任期)

第15条 運営委員の任期は、選任されたときから次会期の年次総会の日までとする。

(運営委員の選任)

第14条 会友は運営委員になることができる。

2 幹事は当然の運営委員である。

3 幹事を除く会友で、新会期の運営委員になろうとする者は、年次総会の2週間前までに幹事会に対し、その意思を表明しなければならない。この場合、意思を表明した者は、年次総会の翌日から運営委員に選任されたものとする。

4 幹事を除く会友で、会期中において運営委員になろうとする者は、幹事会に対し、その意思を表明しなければならない。この場合、意思を表明した者は、幹事会にその意思が到達したときに運営委員に選任されたものとする。

5 運営委員は、連続して選任されることを妨げない。

(運営委員の退任、解任)

第16条 運営委員が会友の地位を失ったときは、当然に退任する。

2 運営委員が職務を執行する意思を失ったときは、本人の意思により退任する。

3 運営委員が次の各号の一に該当するときは、幹事会における、全会一致の議決により、これを解任することができる。ただし、可能な場合は、幹事会において議決する前に、その運営委員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 運営委員に職務の執行を行えない事故が任期末まで継続することが予測され、復帰の目途が立たないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他運営委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(運営委員の権利)

第17条 運営委員は、Musamis の運営する企画に優先的に参加することができる。

(運営委員の責任)

第18条 運営委員は、善良な管理者の注意をもって、職務を行う義務を負う。

2 設立趣旨、本規約の各条、本規約第20条第1項による決定及び同条第4項により定められる詳則から逸脱して Musamis の名をもって職務の外形を有する行為を行った運営委員は、それが原因で Musamis、会友及び第三者において生じた財産的損害について、単独で賠償する責任を負う。

第3章 幹事会

(幹事会)

第19条 Musamis の恒常的な事務を取り扱うために、幹事会を設置する。

2 幹事会は幹事により構成する。

(幹事会の権能)

第20条 幹事会は、Musamis の運営の全般について協議し、決定することができる。

2 幹事会は、会期ごとの運営計画を作成する。

3 幹事会は、会期ごとの運営報告および決算を作成する。

4 幹事会は、基本規則に基づいて定めなければならない詳則及び Musamis の運営に関わる詳則を制定する。

(幹事会の意思決定)

第21条 幹事会は、参集またはウェブ上の持ち回りによって意思決定を行う。

2 幹事会の議決は、この規則に別段の定めがある場合を除き、幹事の過半数をもって決する。

(幹事会の議事録)

第22条 幹事会の議事は、議事の概要を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

2 持ち回りによる意思表示による場合は、当該持ち回りによる意思表示にかかる文書を議事録に代える。

3 前2項による議事録は、幹事が全員一致で特に秘密保持が必要と認めた議事を除き、可能な限り速やかに公開されなければならない。

第4章 幹事

(幹事の定数及び任期)

第23条 幹事の定数は、3名以上とする。

3 幹事の任期は年次総会の翌日から、3会期とし、連続して選任されることを妨げない。

(幹事の選任、補選)

第24条 新任期に充てる幹事は、前任期末までに、前任期の幹事会が、本人の同意を得て会友より指名して選任する。

2 次の各号の場合には、幹事の補選を行う。補選は、幹事会が、本人の同意を得て会友より指名して行う。補選により選任された幹事の任期は、同期幹事の残任期間とする。

(1) 幹事が任期途中で退任し、幹事定数下限を下回った場合。

(2) 幹事会の決議により、幹事の増員が必要であるとされた場合。

(幹事の退任、解任)

第25条 幹事が会友の地位を失ったときは、当然に退任する。

2 幹事が職務を執行する意思を失ったときは、本人の意思により退任する。

3 幹事が次の各号の一に該当するときは、幹事会における、全会一致の賛成により、これを解任することができる。この場合、解任決議の対象となっている幹事は議決に加わることができない。ただし、可能な場合は、幹事会において議決する前に、その幹事に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 幹事に職務の執行を行えない事故が任期末まで継続することが予測され、復帰の目途が立たないとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3) 職務上の義務違反その他幹事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(代表幹事)

第26条 幹事の互選により、代表幹事の職を設ける。

2 代表幹事は、Musamisを対外的に代表し、対内的に総理する。

3 代表幹事の任期は年次総会の翌日に開始する1会期とし、連続して選任されることを妨げない。

4 代表幹事に短期の事故があるときは、代表幹事の指名によって、これが困難な場合には他の幹事の互選によって、代表幹事以外の幹事を代表幹事代行とする。事故が会期を超えて長期にわたる場合には、会期途中においても、代表幹事の補選及び職務の引き継ぎを行う。この場合に選任された代表幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事の役職)

第27条 幹事には、幹事の互選により、次の各号の役職をそれぞれ1名以上置く。以下の役職は互いに兼任することができる。互選は適時行うことができる。

(1) 会計担当

(2) 情報担当

(3) 渉外担当

2 前項に規定しない幹事の役職を幹事会の議決に基づき設け、特定の幹事に担当させ、あるいは前項に規定する役職を担当する幹事に兼任させることができる。

(幹事の職務)

第28条 幹事は、幹事会の議決に従い、各々の担当する職務を執行する。

(幹事の権利)

第29条 幹事は、Musamis の運営する企画に最優先に参加する権利を有する。

(幹事の責任)

第30条 幹事は、善良な管理者の注意をもって、職務を行う義務を負う。

2 幹事は、Musamis の運営及び職務の執行において生じた Musamis の債務について、Musamis 及び他の幹事と連帯して当該負債の履行の責任を負う。当該債務を履行した幹事は、Musamis に対して求償し、それが不可能な場合には他の幹事に求償することができる。

3 設立趣旨、本規約の各条、本規約第20条第1項による決定及び同条第4項により定められる詳則から逸脱して Musamis の名をもって職務の外形を有する行為を行った幹事は、それが原因で Musamis、会友及び第三者において生じた財産的損害について、単独で賠償する責任を負う。

第4部 運営

第1章 企画

(企画)

第31条 Musamis は、設立趣旨に従い、次の各号の企画を運営する。

- (1) 会友を主な出演者とするコンサート
- (2) コンサートの準備及び会友の交流を目的とする例会
- (3) その他、Musamis の設立趣旨に適い、設立趣旨を具現する企画

2 企画の運営の詳細は詳則で定める。

第2章 会計

(会計管理)

第32条 Musamis の会計は、会計担当幹事が一元的に管理する。ただし、幹事会が特に必要と認めた場合は、特定の会計を Musamis の会計と分離して管理することができる。

(企画の費用の支弁)

第33条 Musamis の企画に関わる次の各号の費用は、原則として当該企画参加者からの収入により支弁する。

- (1) 企画会場使用料金
- (2) 設備使用料金
- (3) 楽器の調律代金
- (4) プログラムパンフレットの印刷代
- (5) 広告宣伝費用

(6) その他、企画を実施するために必要な費用

2 前項の Musamis の企画に関わる費用が、当該企画参加者からの収入を下回った場合は、Musamis の会計に積み立てる。

3 本条第1項の Musamis の企画に関わる費用が、当該企画参加者からの収入を上回った場合は、積み立てられた Musamis の会計から支弁することができる。

(日常の費用の支弁)

第34条 Musamis の日常の活動に関わる次の各号の費用は、原則として個々の活動に関わる者の負担とする。

(1) 会合費

(2) 交通費

(3) 通信費

(4) 文房具代

(5) その他の雑費

2 前項の日常の活動に関わる費用のうち、幹事会が特に必要と認めたものは、Musamis の会計より支弁することができる。

(会計経過報告)

第35条 会計担当幹事は、企画終了後に会計経過報告を作成し、幹事会に報告する。

(会計報告)

第36条 会計担当幹事は、会期終了後に当該会期の会計報告を作成し、幹事会の承認を受けた上で、次会期の年次総会において報告する。

第3章 広報及び渉外

(広報活動)

第37条 企画の積極的な広報のため、各種メディアを通じて広報活動を行う。

(後援、協賛、助成)

第38条 企画の運営において、各種団体に後援、協賛、助成、協力を要請することができる。

第5部 情報

第1章 録音、映像及び印刷物

(録音及び映像の権利、管理)

第39条 企画の録音、映像及び印刷物に関する権利は Musamis が所有する。

2 企画の録音、映像及び印刷物は、情報担当幹事が管理する。

(録音及び映像の配布)

第40条 企画の録音及び映像は、演奏者その他希望する者に、CD、DVD で配布する。

2 前項のメディア代金は、希望する者が実費を負担するものとする。端数の収入が出た場合、Musamis の会計に繰り入れる。

第2章 個人情報

(個人情報の管理)

第41条 Musamis が会友及び外部から取得した個人情報は、本規約第4部に規定される運営の目的、及び当該個人情報の取得の目的に従って、幹事会の責任において保管、利用、廃棄される。

2 前項の個人情報の保管期間においては、当該個人情報からなる名簿を作成することができる。

3 前2項の個人情報は、運営委員の職務に必要な限りにおいて、運営委員が閲覧することができる。

3 本条第1項及び第2項の個人情報は、前項の場合及び特別の事情があると幹事会の全会一致の議決によって認められた場合を除き、公開することができない。

(幹事及び運営委員の守秘義務)

第42条 幹事及び運営委員はその職務の執行にあたって知り得た情報について、守秘義務を負う。

第3章 情報伝達及び発信

(メーリングリスト)

第43条 幹事会及び運営委員会からの情報連絡並びに会友相互の情報交換のためにメーリングリストを設置する。

2 会友で、メールアドレスを持っている者は、メーリングリストに加入する。

(ホームページ)

第44条 会友及び外部への情報発信手段としてインターネット上にホームページを開設する。

2 ホームページの内容は、幹事会及び運営委員会の要請に応じ、渉外担当幹事が掲載する。

第6部 解散

(解散)

第45条 Musamis は、幹事会の全会一致の議決により解散することができる。

(資産の清算)

第46条 解散にあたって、Musamis の資産につき、その債務の履行にあててなお残額が生じた場合には、幹事会の全会一致の議決により、資産の清算方法を決定することができる。

第7部 改正

(改正)

第47条 本規約は、幹事会の3分の2以上の賛成により改正できる。

附則（2012年1月1日）

- 1 本基本規則は2012年1月1日から施行する。
- 2 本基本規則施行前最終日においてコアメンバー（2003年12月5日施行のMusamis規約による（以下、本附則においてこれに同じ））であった者が、本基本規則施行後の最初の任期の幹事の任期が開始するまで、幹事の職務を務める。
- 3 本基本規則施行前最終日においてコアメンバーであった者が、本基本規則第24条第1項の幹事の選任を行う。
- 4 本基本規則施行前最終日においてコアメンバーであった者が、本基本規則施行後最初に行われる年次総会から2週間前までに、本基本規則第14条第3項の運営委員の意思の表明を受ける。
- 5 Musamisは、Musamis発足の原点である、1999年8月に開催されたコンサート、「東京十大学 ショパン没後150年記念コンサート～今、甦るショパン～」に対する諸権利を継承し、その録音等を、責任を持って管理、保存する。